

## 第24章 完成検査（法第11条第5項）

### 第1 完成検査の合否基準

法第11条による設置又は変更許可のとおり、施工され完成していること。また、移動タンク貯蔵所の常置場所の変更など、工事を要しない危険物施設の変更についても完成検査を行うこと。

なお、完成した当該製造所等が許可と異なる内容のものである場合は、法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合していても不合格とすべきものと解する。この場合は、実情に応じ、設置又は変更の許可申請が必要となる。【S43消防予224】

### 第2 完成検査の申請◆

#### 1 申請の時期

完成検査は、危険物施設の設置又は変更の工事が完了した時点（工事を必要としない変更にあつては変更の状態が確定した時点）で行われるものであるため、工事等の進捗がほとんどない状態で完成検査申請を受理することはできない。

また、完成検査前検査を必要とする場合は、全ての完成検査前検査に合格した後でなければ受理できない。

#### 2 申請の単位

原則として、一の許可に対して一の完成検査の申請が必要となる。

なお、設置許可又は変更の許可を受けた製造所等が、当該許可に係る計画の一部又は全部について変更許可を受けた場合は、最初に受けた許可に係る区分（設置又は変更）により、最終の許可に係る完成検査の申請が必要となる。この場合、完成検査申請書の変更許可年月日番号欄には、最初に受けた許可に係る年月日及び許可番号を記載するとともに手数料の変動に留意する。【S39自消丙予発15】

### 第3 完成検査指針【H元消防危81】

完成検査は、平成元年8月31日付け消防危第81号別添2\_Ⅱ審査要領を参考として、第1に基づき実施するほか、次の事項に留意する。

#### 1 完成検査時における工事中用架台等の取扱い【H9消防危第35】

完成検査時には、試運転等に備え工事中用架台等を残置する必要がある場合があることを踏まえ、これに関しては以下の取扱いとする。

##### (1) 保有空地内の工事中用事務所及び工事中用資機材

保有空地内に設けた工事中用事務所及び保有空地内に置かれた工事中用資機材については、完成検査時には撤去すること。

##### (2) 完成検査後の試運転用工事架台等

完成検査後の試運転時のメンテナンス及び監視等の確認上必要となる工事中用架台等は、完成検査時において設置されていてもやむを得ないものであるが、

完成検査時に撤去予定を示すこと。

## 2 排気筒による隔壁貫通時の防火措置

第 4 章「一般取扱所」\_第 4\_2\_(4)\_エの一般取扱所の排気筒が区画壁を貫通した場合の防火措置において、「排気筒の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆する方法」により危政令第 23 条を適用した場合は、完成検査後の試運転時に次のとおり外部表面温度を確認すること。

- (1) 完成検査後に行われる非常用発電機等の試験運転時に、区画室外に出て最初の排気筒の屈曲部の外部表面温度を測定させ、その結果を任意で提出させるものとする。
- (2) 提出された結果により、測定された外部表面温度が、100℃又は取り扱う危険物の引火点のいずれか低い方の温度未満となっていることを確認するものとする。